

2011年5月10日
SMBC日興証券株式会社

業務改善計画の提出について

SMBC日興証券株式会社(以下、当社)は、平成23年4月15日付の業務改善命令(金監第932号)に基づき、本日、金融庁に業務改善計画に関する報告書を提出いたしました。

今般の当社営業専門社員が当社の口座外において、お客様から資金を詐取した不正行為に関し、被害にあわれたお客様、お取引をいただいているお客様をはじめ関係者の方々に多大なご心配、ご迷惑をおかけしますことを心よりお詫び申し上げます。

当社は、今般の事態を真摯に受け止め、今般の不正事件の発生原因や改善策について、経営陣主導のもと協議・検討を行い、再発防止策を策定いたしました。今後は、業務改善計画に関する報告書に記載した再発防止策を速やかに実行し、計画の着実な履行を通じて、経営管理態勢・内部管理態勢の充実・強化を図り、お客様の信頼回復に全社をあげて努めてまいります。また、被害にあわれたお客様に対しては、引き続き誠意ある対応をおこなってまいります。

なお、業務改善計画の要旨、関係者の処分等は下記のとおりです。

記

1. 業務改善報告における再発防止策の骨子

- (1) 出金が継続しているお客様へのモニタリング強化
- (2) 管理職による部下社員の私生活の管理・生活指導の強化
- (3) 長期間同一支店に在籍する営業員に対する管理・牽制の態勢構築
 - ① 人事ローテーションのルール化
 - ② 長期間同一支店在籍者のお客様確認
 - ③ 管理職による管理・牽制強化(強制職場離脱制度の導入)
- (4) お客様に対する周知徹底の強化
 - ① 全てのお客様への注意喚起書面の交付
 - ② ホームページへの注意喚起掲載

- (5) 全社的に法令等遵守意識を醸成するための役社員研修の実施
- (6) 法令等遵守に取り組む経営姿勢の明確化
 - ① 不祥事件改善部会の設置
 - ② コンプライアンス・プログラムに規定
- (7) 監査項目の見直しを行い、内部監査機能の実効性を確保
- (8) その他
 - ① 自店監査(各支店でのセルフチェック)時の確認強化
 - ② 不祥事件防止マニュアルの策定

2. 社内処分の内容

代表取締役会長	相京 重信	役員報酬 30%の減給	4 ヶ月
代表取締役社長	渡邊 英二	役員報酬 30%の減給	4 ヶ月
代表取締役副社長	河本 尚之	役員報酬 25%の減給	4 ヶ月
その他役員 7 名		役員報酬 25%～5%の減給	3 ヶ月

以上